

# 長久手市国民健康保険税について

令和8年1月19日  
福祉部保険医療課

## 国民健康保険税見直しの概要について

### 令和8年度国民健康保険税見直しのポイント

#### 3月議会に条例改正議案を提出予定

- 国保事業費納付金及び標準保険税率の決定に伴う税率改正

保険税率

- ・子ども・子育て支援金制度の創設により、各医療保険の保険料とあわせて子育て支援施策のための支援金を徴収
- ・標準保険税率を基本とし、前年度繰越金を活用しながら、保険税率の引き上げを行う  
(一人あたり保険税額)  
**令和7年度138,274円→令和8年度148,906円（うち子ども分4,301円）**

#### 法令の施行後、3月末に専決処分、5月臨時会に承認議案を提出予定

- 令和8年度税制改正の大綱（R7.12.26閣議決定）に伴う改正

課税限度額

保険税区分のうち医療分について、課税限度額を引き上げ

軽減判定基準

保険税の均等割及び平等割について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準を引き上げ

# 令和8年度 国民健康保険事業について

## 令和8年度国保事業費納付金の本算定結果

( ) 内は前年度の額

愛知県全体の保険給付費（医療費）等を推計 **5,270億円** (5,193億円)

納付金算定基礎額 **1,983億円** (1,946億円)

公費負担  
(国・県)

前期高齢者交付金  
1,528億円 (1,519億円)

被保険者数推計1,135,625人 (1,171,696人)

市町村ごとの「被保険者数」と「所得」の県全体に対するシェアで按分し、  
それぞれに「医療費水準」を反映する  
ことで、長久手市の納付金の額を算定

※人数シェア : 0.006490 (0.006251)  
所得シェア : 0.007917 (0.007565)  
医療費水準 : 0.896693 (0.894871)

長久手市  
国保事業費納付金  
**14.4億円** (13.5億円)



国保事業費納付金	R8	R7	増減	増減率
医療分	9億7,160万円	9億3,298万円	+3,863万円	+4.1%
後期高齢者支援金	3億1,933万円	3億1,041万円	+891万円	+2.9%
介護納付金	1億1,606万円	1億1,012万円	+594万円	+5.4%
子ども支援納付金	3,170万円	0円	+3,170万円	皆増
合計	14億3,870万円	13億5,351万円	+8,519万円	+6.3%

## 国民健康保険の財政運営状況について

### 国民健康保険特別会計の実質収支及び基金の状況について

#### 実質収支の推移

	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
歳入総額①	39億3,051万円	39億5,042万円	39億7,212万円	39億2,983万円	42億1,568万円
歳出総額②	37億9,113万円	38億5,041万円	38億9,109万円	38億9,426万円	41億3,589万円
実質収支① - ②	1億3,938万円	1億1万円	8,104万円	3,557万円	7,979万円

#### 年度末基金残高の推移

	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
基金積立額	6万円	4万円	5万円	14万円	55万円
基金取崩額	0万円	0万円	0万円	1,767万円	2,000万円
年度末基金残高	1億1,374万円	1億1,378万円	1億1,383万円	9,630万円	7,685万円

単位：万円

12,000

10,000

8,000

6,000

4,000

2,000

0

-2,000

-4,000

-6,000

-8,000

R3

R4

R5

R6

R7(見込)

年度末基金残高

実質単年度収支

※実質単年度収支 =  
当年度実質収支 - 前年度実質収支  
+基金積立額 - 基金取崩額

# 令和8年度 国民健康保険税について

## 令和8年度国民健康保険税の保険税率

区分	標準保険税率	令和8年度	令和7年度	昨年比
医療分	所得割	7.97%	7.67%	7.37% +0.30%
	均等割	34,067円	32,000円	29,300円 +2,700円
	平等割	21,869円	20,000円	19,000円 +1,000円
後期分	所得割	2.79%	2.72%	2.72% 0%
	均等割	11,864円	11,400円	11,400円 0円
	平等割	7,616円	7,400円	7,400円 0円
介護分	所得割	2.34%	2.21%	2.21% 0%
	均等割	11,753円	11,900円	11,900円 0円
	平等割	5,820円	5,900円	5,900円 0円
子ども分	所得割	0.29%	0.29%	0.00% +0.29%
	均等割	1,223円	1,200円	0円 +1,200円
	平等割	791円	700円	0円 +700円
	18歳以上均等割	83円	100円	0円 +100円

## 改正による影響

改正前と比較して、子ども分以外の課税額が約3,211万円の增收見込み

# 令和8年度 国民健康保険税について

## 保険税率改正の影響について

各モデルとなる世帯で年税額の影響を試算（給与所得者等は1人と仮定）

モデルケース①（1人世帯）	
本人（70歳）	年金収入153万円
世帯合計所得	430,000円
適用減免	7割軽減
R7年税額	20,000円
R8年税額	21,700円
増加額	1,700円

モデルケース②（2人世帯）	
本人（70歳）、妻（70歳）	年金収入210万円
世帯合計所得	1,000,000円
適用減免	5割軽減
R7年税額	111,400円
R8年税額	119,300円
増加額	7,900円

モデルケース③（2人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳）	営業所得215万円※経費控除後
世帯合計所得	2,150,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	281,200円
R8年税額	300,300円
増加額	19,100円

モデルケース④（3人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳）、子（10歳）	営業所得400万円※経費控除後
世帯合計所得	4,000,000円
適用減免	減免なし
R7年税額	508,700円
R8年税額	540,800円
増加額	32,100円

# 令和8年度 国民健康保険税について

## 令和8年度国民健康保険税の課税限度額

医療費が増加し、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、高所得層に負担を求めるよう課税限度額を見直し

(令和7年度課税限度額)

区分	医療分	後期支援分	介護分	子ども分	合計
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円	—	1,090,000円



(令和8年度課税限度額)

区分	医療分	後期支援分	介護分	子ども分	合計
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	1,130,000円

### 改正による影響

医療費分 限度額超過世帯数 181世帯（約3.6%）→173世帯（約3.4%）  
課税額の増加額 約172万円

# 令和8年度 国民健康保険税について

## 令和8年度国民健康保険税の軽減判定基準

物価上昇に伴い、軽減を受ける世帯の範囲が縮小しないよう基準を見直し

(令和7年度軽減判定基準額)

※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（30.5万円×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（56.0万円×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）



(令和8年度軽減判定基準額)

7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（31.0万円×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（57.0万円×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）

### 改正による影響

5割軽減 対象世帯数500世帯→508世帯 課税額の減少額 約40万円  
2割軽減 対象世帯数481世帯→493世帯 課税額の減少額 約26万円